

5 文科教第 1002 号
令和 5 年 9 月 25 日

各都道府県教育委員会教育長
各国公立大学長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
放送大学学園理事長
各指定教員養成機関の長

文部科学省総合教育政策局長
望 月 禎

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度、別添 1 のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（令和 5 年文部科学省令第 30 号）が公布、施行されました。

同令の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただき、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないよう願います。

記

1 改正の趣旨

令和 4 年 9 月 30 日に公布され、同年 10 月 1 日に施行された「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和 4 年文部科学省令第 34 号）により、大学の教育課程等に係る特例制度（以下「教育課程特例」という。）が新設されました。教育課程特例は、大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）上の特定の規定の全部又は一部によらないことができる特例制度です。

教育課程特例を踏まえ、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）（以

下「免許法施行規則」という。)においても、教育課程特例による先導的な取組の実施に必要な範囲内で、免許法施行規則の教職課程に関する規定の一部を適用除外とすることができる特例(以下「教職課程に関する特例」という。)を設ける等の所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 教職課程の授業科目に係る自ら開設の原則の特例(免許法施行規則第22条第1項関係)

文部科学大臣の認定に基づき、教育課程特例の適用を受けた大学は、免許法施行規則第22条第1項に定める事項のうち、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を「自ら開設しなければならない」とする部分について、適用除外とする特例を設けること。

(2) 他大学との連携開設科目を自大学開設とみなす場合の単位数の上限に関する特例(免許法施行規則第22条第3項関係)

他の大学と連携して開設する授業科目(以下「連携開設科目」という。)を免許法施行規則第22条第1項及び第2項により開設する授業科目とみなすことができる単位数の上限については、同条第3項において、同条第4項の規定により他の大学が開設する授業科目で同条第1項及び第2項により開設したものとみなす授業科目の単位数と合わせて、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の8割が上限とされている。

文部科学大臣の認定に基づき、教育課程特例の適用を受けた大学は、改正後の免許法施行規則第22条第6項による読み替え後の同条第3項により「第1項の規定により編成する教育課程を構成する授業科目及び第2項の規定により開設する授業科目」とみなすことができる連携開設科目の単位数の上限について、同条第6項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合を上限とすること。

(3) 他大学の開設科目を自大学開設とみなす場合の単位数の上限に関する特例

(免許法施行規則第22条第4項関係)

他の大学が開設する授業科目(「各教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」又は「特別支援教育に関する科目」に限る。以下「他大学開設科目」という。)を免許法施行規則第22条第1項及び第2項により開設する授業科目とみなすことができる単位数の上限については、同条第4項において、同令第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割が上限とされている。

文部科学大臣の認定に基づき、教育課程特例の適用を受けた大学は、改正後の免許法施行規則第 22 条第 6 項による読み替え後の同条第 4 項により「第 1 項の規定により編成する教育課程を編成する教育課程を構成する授業科目及び第 2 項の規定により開設する授業科目」とみなすことができる他大学開設科目の単位数の上限について、同条第 6 項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合を上限とすること。

(4) その他

(免許法施行規則第 10 条の 3 関係)

免許法施行規則第 10 条の 3 第 1 項における「認定課程」の定義の明確化のため、所要の改正を行ったこと。

3 施行期日

公布の日（令和 5 年 9 月 25 日）から施行すること。

4 留意事項等

- (1) 各大学においては、教育課程特例の申請を行う際、申請内容に教職課程に関する内容が含まれている場合は、速やかに文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許・研修企画室教職課程認定係（連絡先は末尾に記載）まで一報すること。
- (2) 本改正による教職課程に関する特例の活用にあたっては、教育課程特例に関する文部科学大臣の認定とは別途、教職課程の質保証の観点から、文部科学大臣（中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）の認定が必要となること。具体的な審査の方法等については今後周知する予定であること。

添付資料：

別添 1 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（令和 5 年文部科学省令第 30 号）

別添 2 読替表

関連資料：

- ・ 令和 4 年度大学設置基準等の改正について
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm
- ・ 大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）
https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_01.pdf

- ・ 大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第34号）
https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_02.pdf
- ・ 大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示（令和4年文部科学省告示第130号）
https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_03.pdf
- ・ 教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程（令和4年文部科学省告示第131号）
https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_04.pdf

本件担当：

- 教育職員免許法施行規則に関すること
文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課
教員免許・研修企画室 法規係
電話：03-5253-4111(内線：3969)
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp
- 教職課程全般に関すること
文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課
教員免許・研修企画室 教職課程認定係
電話：03-5253-4111(内線：2451)
E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp
- 教育課程特例に関すること
文部科学省 高等教育局 大学教育・入試課
法規係
電話：03-5253-4111(内線：3338)
E-MAIL：daigakuc@mext.go.jp

○文部科学省令第三十号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）別表第一備考第一号及び第五号イの規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十五日

文部科学大臣 盛山 正仁

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十条の三 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、<u>認定課程</u>（第十九条に規定する認定課程をいう。以下この条において同じ。）を有する他の大学において修得した科目の単位のうち、<u>大学設置基準第二十七条の三</u>（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、<u>専門職大学設置基準第二十三条</u>、<u>短期大学設置基準第十三条の三</u>、<u>専門職短期大学設置基準第二十条</u>又は<u>専門職大学院設置基準</u>（平成十五年文部科学省令第十六号）<u>第十二条</u>の規定により認定課程を有する大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。</p> <p>2・3 「略」</p> <p>第二十二條 「略」</p> <p>255 「略」</p> <p>6 認定課程を有する大学であつて、<u>大学設置基準第五十七条第一項</u>、<u>専門職大学設置基準第七十六条第一項</u>、<u>大学通信教育設置基準第十二条第一項</u>、<u>短期大学設置基準第五十条第一項</u>、<u>専門職短期大学設置基準第七十三条第一項</u>又は<u>短期大学通信教育設置基準第十二条第一項</u>の規定による認定を受けたものが、これらの規定に定める先導的な取組により当該大学の認定課程を適正に実施できるものと認められる旨の文部科学大臣の認定を受けたときは、<u>第一項中「授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を」とあるのは「教育課程を体系的に」と</u>、<u>第三項中「授業科目を第一項」とあるのは「授業科目を第一項の規定に</u></p>	<p>第十条の三 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、<u>認定課程</u>を有する他の大学において修得した科目の単位のうち、<u>大学設置基準第二十七条の三</u>（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、<u>専門職大学設置基準第二十三条</u>、<u>短期大学設置基準第十三条の三</u>、<u>専門職短期大学設置基準第二十条</u>又は<u>専門職大学院設置基準</u>（平成十五年文部科学省令第十六号）<u>第十二条</u>の規定により認定課程を有する大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>第二十二條 「同上」</p> <p>255 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

<p>より編成する教育課程を構成する授業科目」と、「第四項の規定によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の八割」とあるのは「第六項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合」と、第四項中「科目を第一項」とあるのは「科目を第一項の規定により編成する教育課程を構成する授業科目」と、「第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割」とあるのは「第六項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合」とする。</p>	<p>7 「略」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>6 「同上」</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 改正後の教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第二十二條第六項の規定による同令第二十二條第一項、第三項及び第四項の読替
 （傍線部は読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>第二十二條 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な教育課程を体系的に編成しなければならない。</p> <p>2 (読替せず)</p> <p>3 認定課程を有する大学は、大学設置基準第十九條の二第一項（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一條第一項、短期大学設置基準第五條の二第一項、専門職短期大学設置基準第八條第一項又は専門職大学院設置基準第六條の三第一項の規定により他の大学が当該大学と連携して開設する授業科目を第一項の規定により編成する教育課程を構成する授業科目及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第六項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合を超えないものとする。</p> <p>4 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八條第一項（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四條第一項、短期大学設置基準第十四條第一項、専門職短期大学設置基準第二十一條第一項又は専門職大学院設置基準第十三條第一項、第二十一條第一項若しくは第二十七條第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を第一項の規定により編成する教</p>	<p>第二十二條 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。</p> <p>2 (読替せず)</p> <p>3 認定課程を有する大学は、大学設置基準第十九條の二第一項（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一條第一項、短期大学設置基準第五條の二第一項、専門職短期大学設置基準第八條第一項又は専門職大学院設置基準第六條の三第一項の規定により他の大学が当該大学と連携して開設する授業科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第四項の規定によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の八割を超えないものとする。</p> <p>4 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八條第一項（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四條第一項、短期大学設置基準第十四條第一項、専門職短期大学設置基準第二十一條第一項又は専門職大学院設置基準第十三條第一項、第二十一條第一項若しくは第二十七條第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を第一項及び第二項の規定により</p>

育課程を構成する授業科目及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第六項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合を超えないものとする。

5
5
7
(読替せず)

開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。

5
5
7
(読替せず)